明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍静岡県三島市芙蓉台二丁目一三番地三、最後の住所静岡県沼津市東椎路七〇六番地の一　被相続人　亡　小泉　隆

右被相続人は平成二十五年九月二十四日死亡しその相続人は平成二十五年十二月四日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県所沢市大字上安松八五四番地九　相続財産管理人　小泉　肇

限定承認公告

本籍石川県金沢市笠市町一五番、最後の住所石川県金沢市古府二丁目三〇八番地　被相続人　亡　近藤　一朗

右被相続人は平成二十五年七月九日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十八日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

京都府京都市西京区川島有栖川町七番地三　ＫＯＥＩビル三階らくさい法律事務所　限定承認者近藤陽子　右代理人弁護士　古川　拓

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十八頁に掲載されています。

平成二十五年十二月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号　オライオンプロパティー特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を九千二百九十万円減少し、八億三千二百九十万円とすることといたしました。効力発生日は平成二十六年一月十五日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/tr/s03105-m4bk8/

平成二十五年十二月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ＶＷインベストメンツ特定目的会社　取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資九万二千九百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月十五日までに当社にご提出ください。

平成二十五年十二月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ＶＷインベストメンツ特定目的会社　取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十五年十二月六日掲載のカラカミ観光株式会社に係る資本金及び準備金の額の減少公告中、「資本金の額を二十五億八千十四万円、資本準備金の額を二十三億五千八百十八万四千百九十三円減少し、それぞれ五千万円、〇円」とあるは「資本金の額を二十五億八千十四万円、資本準備金の額を二十三億五千八百十八万四千百九十三円、利益準備金の額を二億六千七百四十一万八千円減少し、それぞれ五千万円、〇円、〇円」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十二月十三日

札幌市南区定山渓温泉東二丁目一一番二　カラカミ観光株式会社　代表取締役　片山　達哉

正誤

ページ	段	行	誤	正
一六二	下	一八	設計上想定もの設計上想定すべきものを	安全設計上想定すべきものを
〃	〃	二一	安全設計上ものの安全設計上想定をいう。	すべきものをいう。
〃	〃	二四	設計基準事故発生	設計基準事故が発生

（原稿誤り）

平成二十五年六月二十八日（号外第百四十号）原子力規制委員会規則第九号（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）

（原稿誤り）

一六三	上	終りから一八	反応度を調整	発電用原子炉の反応度を調整
〃	〃	七	「原子炉格納容器」とは	三十六「原子炉格納容器」とは

一六三ページ上段終りから六行目から五行目の間に次を加える。

三十七　「原子炉格納容器バウンダリ」とは、発電用原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分をいう。

一六三	上	終りから五	三十六	三十八
〃	〃	三	三十七	三十九
〃	下	一	三十八	四十
〃	〃	四	三十九	四十一
〃	〃	六	四十	四十二
〃	〃	一〇	四十一	四十三
〃	〃	一二	四十二	四十四
〃	〃	一三	四十三	四十五
〃	〃	一五	事故となるをいう事故となる部分をいう。	
〃	〃	一六	四十四	四十六
〃	〃	二一	放射線によるへ放射線による公衆への	
〃	〃	二二	同条第三項にす同条第三項に規定する	
〃	〃	八	火災発電用原子火災により発電用原子炉施設の	
〃	〃	終りから一	損ないもの損なわないもの	
〃	〃	三	次に掲げるでな次に掲げる要件を満たすものでなければ	
〃	〃	終りから一二	著し損傷する	著しい損傷が発生する
〃	〃	〃	〜一三	
〃	〃	終りから一二	対象施設は、に掲げる	対象施設は、次に掲げる。
〃	〃	一一		
〃	〃	終りから一二	二　燃料被覆材が、	二　燃料被覆材が、ニ　燃料被覆材が、
〃	〃	一三		
〃	〃	終りから一	損ないもの	損なわないもの
〃	〃	三	次に掲げるでなければ	次に掲げる要件を満たすものでなければ
〃	〃	終りから一三	著し損傷する	著しい損傷が発生する
〃	〃	〃	〜一四	
〃	〃	終りから一五	輸送できる及び	輸送できる設備及び
〃	〃	〜一四		
〃	〃	三	第二項第一号も	第二項第一号に定めるもののほか
〃	〃	〃	ののほか	
〃	〃	一八	に燃料体	に使用する燃料体
一六五	上	一八	に燃料体	

一六四ページ下段終りから二三行目から二二行目の間に次を加える。

二　設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること。

一六四	上	終りから一二	著し損傷する	著しい損傷が発生する
〃	〃	〃	〜一三	
〃	〃	終りから一二	対象施設は、に掲げる	対象施設は、次に掲げる。
〃	〃	一一		
〃	〃	終りから一二	二　燃料被覆材が、	二　燃料被覆材が、ニ　燃料被覆材が、
〃	〃	一三		
〃	〃	終りから一	損ないもの	損なわないもの
〃	〃	三	次に掲げるでなければ	次に掲げる要件を満たすものでなければ
〃	〃	終りから一三	著し損傷する	著しい損傷が発生する
〃	〃	〃	〜一四	
〃	〃	終りから一五	輸送できる及び	輸送できる設備及び
〃	〃	〜一四		
〃	〃	三	第二項第一号も	第二項第一号に定めるもののほか
〃	〃	〃	ののほか	
〃	〃	一八	に燃料体	に使用する燃料体
一六五	上	一八	に燃料体	

平成二十五年十一月十九日掲載の津家庭裁判所四日市支部に係る平成二十五年（家）第一四四八号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一三二	一二	〃	〃	平成二五年（家）第一四四八号

〃	〃	〃	〃	平成二五年（家）第一四四三号
〃	〃	終りから九	安全性を損なないよう、	安全性を損なわないよう、
〃	〃	七	の健全性を	、燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を
〃	〃	二二	原子炉容器（	原子炉圧力容器（
〃	〃	一一	機械器具チャンネル	機械器具又はチャンネル
〃	〃	一一	安全保護と共用	安全保護回路と共用
〃	〃	八	又は故障場合に	又は故障した場合に
〃	〃	二三	隔離弁設けなければならない。	隔離弁を設けなければならない。
〃	〃	終りから一五	適切に設けるは	適切に設けるときは、
〃	〃	〜一四		
〃	〃	五	炉施設には	炉施設には
〃	〃	九	発電用原子炉施設には	発電用原子炉施設には
〃	〃	終りから六	多様性をした	多様性を確保した
〃	〃	一四	最終ヒートシンク熱を	最終ヒートシンクへ熱を
〃	〃	九	有する原子炉格納容器機能が	有する原子炉格納容器内の冷却機能が
〃	〃	二	損傷原子炉格納容器の	損傷が発生した場合において原子炉格納容器の
〃	〃	三	下部に落下し炉心	下部に落下した炉心
〃	〃	〃	冷却するために設備を	冷却するために必要な設備を
〃	〃	五	原子炉格納容器防止するための	原子炉格納容器原子炉格納容器の損傷を防止するための
〃	〃	終りから一三	流量かつ、	流量が低下し、かつ、
〃	〃	一九	法（昭和三十二	法（昭和三十二
〃	〃	〜一八	年法律第百六十	年法律第百六十
〃	〃	六号）	六号）	

◉号外　十二月十三日付第二七二号　政府調達第二三五号九六ページ

一〇四ページ●同日付第二七三号九六ページ●同日付一ジ●十一月五日付衆会第七号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）